

第2回下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会 次第

日時 令和2年7月6日（月）
午前9時30分から
場所 下関市教育センター3階中研修室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 新任委員あいさつ
- 4 議事

【公開案件】

- (1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方
 - ①適正な規模の考え方
 - ②適正な配置の考え方
- (2) 適正規模・適正配置の具体的な方策
 - ①検討対象校と優先対象校
 - ②適正規模・適正配置の手法
- (3) 適正規模・適正配置の実施に関する事項
 - ①学校統合の実施
 - ②小中一貫教育の推進
 - ③地域性を活かした学校づくり

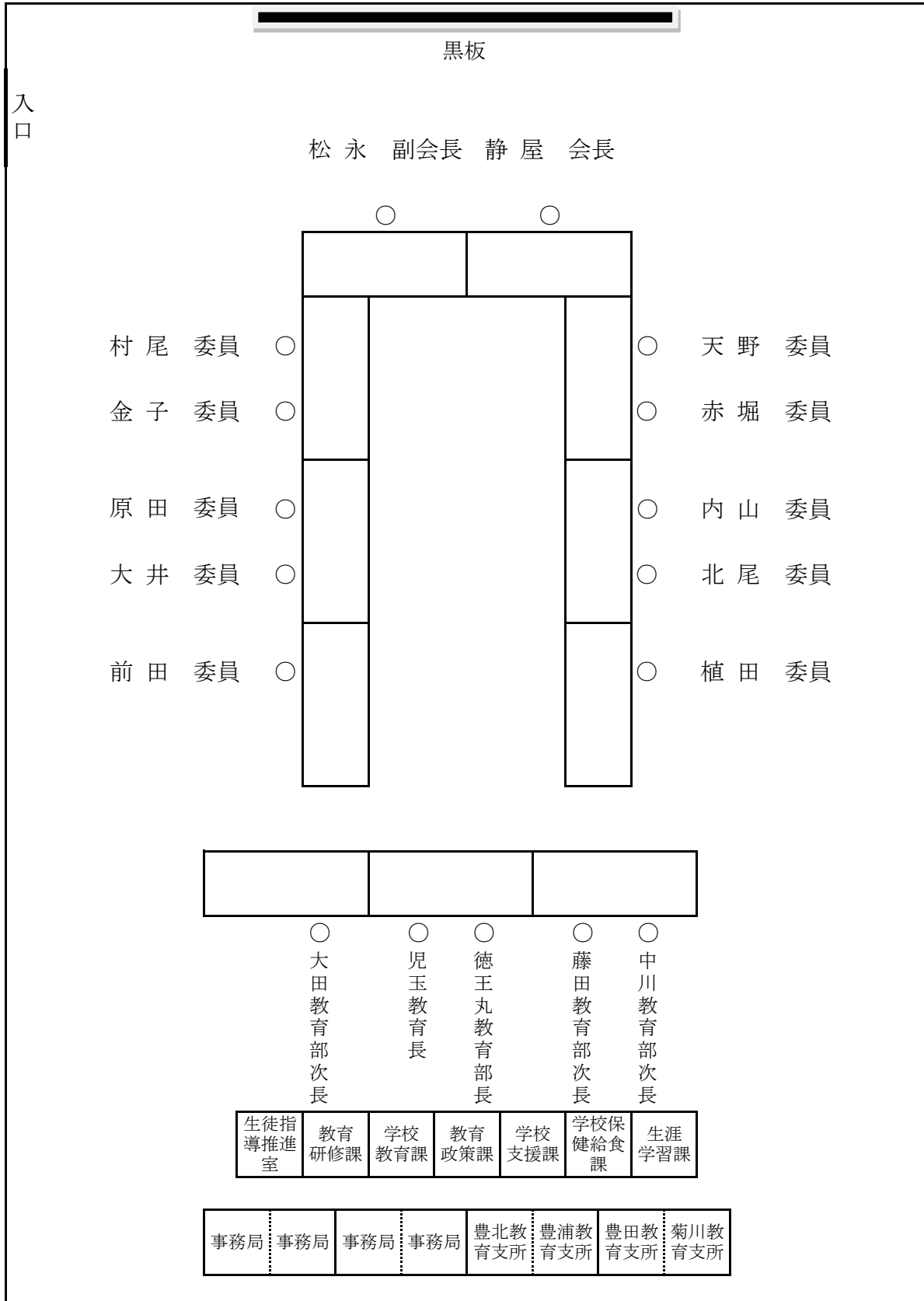
【非公開案件】

- (4) 統合モデルについて
- 5 閉会

※資料：配布資料一覧のとおり

第2回下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会座席表

令和2年（2020年）7月6日（月）
下関市教育センター 中研修室



配 付 資 料 一 覧

令和 2 年 7 月 6 日

第 2 回検討委員会配付資料

資料 1 4 : 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿(R2.5.19 改定)

資料 1 5 : 適正規模・適正配置基本計画 (検討項目比較対照表)

資料 1 6 : 学級編成の標準

資料 1 7 : 小中学校教職員配置基準

資料 1 8 : 学校規模についての法令上の定義

資料 1 9 : スクールバス状況一覧表 (令和 2 年度)

資料 2 0 : 学校施設管理データ

資料 2 1 : 複式学級の基準、地域区分

資料 2 2 : 下関市の小中連携 (校種間連携) の現状

資料 2 3 : 下関市の小中一貫教育の現状

資料 2 4 : 小中連携・一貫教育体系図、小中一貫教育の具体的取組

資料 2 5 : 小規模校メリット・デメリットと方策

資料 2 6 : 計画策定スケジュール

【非公開資料】

資料 2 7 : 児童生徒数、学級数の将来推計

資料 2 8 : 学級数別の学校数と児童・生徒数 (令和 7 年度推計)

資料 2 9 : 地域別優先対象校

資料 3 0 : 適正化モデル

資料 3 1 : 適正化モデル別シミュレーション

以 上

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員

(令和2年5月19日改定)

区分	氏名	公職等
学識経験者	静屋 智	国立大学法人 山口大学教授
	天野 かおり	公立大学法人 下関市立大学准教授
	赤堀 方哉	梅光学院大学教授
関係教育機関の職員	金子 聡	下関市立彦島中学校長
	原田 貴司	下関市立清末小学校長
	大井 誠子	下関市立清末幼稚園長
	前田 智亜紀	下関市立川棚小学校教諭
保護者	(新任) 植田 和公	下関市中学校PTA連合会長 (玄洋中学校PTA会長)
	松永 英治	下関市PTA連合会長
	板井 佑介	下関市幼稚園PTA連合会長 (第一幼稚園PTA会長)
下関市連合自治会の役員	村尾 寛	下関市連合自治会副会長
公募に応募した市民	内山 峯生	
	北尾 洋二	

適正規模・適正配置基本計画（検討項目比較対照表）

1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

	第3期 基本計画（方針案）	第2期 基本計画（現行）												
① 適正な規模の考え方	<p>◆適正規模の基準◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>全校学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>12学級～24学級</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>12学級～24学級</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(参照) 資料16、資料17、資料18</p>	分類	全校学級数	小学校	12学級～24学級	中学校	12学級～24学級	<p>◆適正規模の基準◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>12学級から24学級まで（19学級～24学級は許容範囲）</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>12学級から24学級まで（19学級～24学級は許容範囲）</td> </tr> </tbody> </table>		学級数	小学校	12学級から24学級まで（19学級～24学級は許容範囲）	中学校	12学級から24学級まで（19学級～24学級は許容範囲）
	分類	全校学級数												
小学校	12学級～24学級													
中学校	12学級～24学級													
	学級数													
小学校	12学級から24学級まで（19学級～24学級は許容範囲）													
中学校	12学級から24学級まで（19学級～24学級は許容範囲）													
	<p>〈考え方〉</p> <p>○1学級当たりの児童生徒数は、2期基本計画に同じ。</p> <p>○人間関係の固定化を避けるため、小・中学校ともに、クラス替えができる規模（小学校12学級以上、中学校6学級以上）を確保する必要がある。</p> <p>○中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るために、同じ教科の教員を一定の規模で複数配置できる12学級（1学年に4学級）以上が望ましい。</p> <p>○5学級以下の学校と12学級から18学級まで（学校教育法施行規則における標準学級数）の学校とを統合する場合には、24学級までを適正な学校規模として、国庫補助が行われることとなっていることから、19学級～24学級を含めて適正な規模とする。</p>	<p>〈考え方〉</p> <p>○1学級当たりの児童生徒数 山口県の基準（小・中学校ともに全学年で1学級35人）に基づく。</p> <p>○標準学級数・許容範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準。ただし、地域の事情その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（学校教育法施行規則） ・5学級以下の学校と12学級から18学級までの学校とを統合する場合には、24学級までを適正な学校規模として、国庫補助を行うこととなっている。（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令） 												


適正規模・適正配置基本計画（検討項目比較対照表）

1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

	第3期 基本計画（方針案）	第2期 基本計画（現行）																	
② 適正な配置の考え方	<p>◆適正な配置について◆</p> <p>○学校位置や学区の決定に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする。 ※(参照) 資料19</p> <p>○学校の配置については、全市的な学校の設置状況や地理的要因を考慮し、学校施設の整備、耐震化の状況や既存校舎を活かした教室数の確保などを検討の上、なお、適正な配置が図れない場合は、校舎の新設についても検討していく。 ※(参照) 資料20</p> <p>〈考え方〉</p> <p>○適正な配置の考え方の中で、これまでの通学条件の確保に加え、長期的な施設整備の考え方についても示す。</p>	<p>◆適正な配置について◆</p> <p>○適正な配置を考える上での、適正な通学距離、並びに路線バスなどの公共交通機関やスクールバスを利用する場合の通学所要時間として基準を定める。</p>																	
	<p>◆適正配置の基準◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #4a7c9c; color: white;"> <th>分類</th> <th>通学距離</th> <th>通学時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>おおむね4km以内</td> <td>おおむね1時間以内</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>おおむね6km以内</td> <td>おおむね1時間以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈考え方〉・・・2期基本計画に同じ</p> <p>○徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として妥当であると考えられる。</p> <p>○通学時間としては、遠距離通学の場合に、公共交通機関やスクールバスなど、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安とする。</p>	分類	通学距離	通学時間	小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内	中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内	<p>◆適正配置の基準◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #4a7c9c; color: white;"> <th></th> <th>通学距離</th> <th>通学時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>おおむね4キロメートル以内</td> <td>おおむね1時間以内</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>おおむね6キロメートル以内</td> <td>おおむね1時間以内</td> </tr> </tbody> </table>		通学距離	通学時間	小学校	おおむね4キロメートル以内	おおむね1時間以内	中学校	おおむね6キロメートル以内
分類	通学距離	通学時間																	
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内																	
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内																	
	通学距離	通学時間																	
小学校	おおむね4キロメートル以内	おおむね1時間以内																	
中学校	おおむね6キロメートル以内	おおむね1時間以内																	

適正規模・適正配置基本計画（検討項目比較対照表）

2. 適正規模・適正配置の具体的な方策

		第3期 基本計画（方針案）			第2期 基本計画（現行）																		
① 検討対象校・優先対象校	【検討対象校】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>検討対象校</th> <th>適正規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td rowspan="2">うち優先対象校</td> <td>～11学級</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>～11学級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">12学級～24学級</td> </tr> </tbody> </table>						分類	検討対象校	適正規模	小学校	うち優先対象校	～11学級	中学校	～11学級	12学級～24学級			【検討対象校】 ○平成32年度推計で、適正な規模（12学級～24学級）に該当しない学校					
	分類	検討対象校	適正規模																				
	小学校	うち優先対象校	～11学級																				
	中学校		～11学級																				
	12学級～24学級																						
							【優先対象校】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旧下関市中心部</th> <th>旧下関市周辺部</th> <th>旧豊浦郡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px;"> 平成32年度推計で 6学級以下の学校 （特別支援学級は除く） </td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px;"> 平成32年度推計で 5学級以下の学校 （特別支援学級は除く） </td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px;"> 平成32年度推計で 5学級以下の学校 （特別支援学級は除く） </td> </tr> <tr> <td>中学校</td> </tr> </tbody> </table>						区分	旧下関市中心部	旧下関市周辺部	旧豊浦郡	小学校	平成32年度推計で 6学級以下の学校 （特別支援学級は除く）	平成32年度推計で 5学級以下の学校 （特別支援学級は除く）	平成32年度推計で 5学級以下の学校 （特別支援学級は除く）	中学校		
	区分	旧下関市中心部	旧下関市周辺部	旧豊浦郡																			
	小学校	平成32年度推計で 6学級以下の学校 （特別支援学級は除く）	平成32年度推計で 5学級以下の学校 （特別支援学級は除く）	平成32年度推計で 5学級以下の学校 （特別支援学級は除く）																			
	中学校																						
	※(参照) 資料21																						
〈考え方〉 ○【検討対象校】、【優先対象校】、蓋井小学校の考え方は第2期基本計画に同じ。 ○24学級を超える大規模校は、R7年度推計で対象校なし。						〈考え方〉 ○【検討対象校】のうち、複式学級の編成が見込まれるなど、5学級以下の学校を【優先対象校】とする。 ○旧下関市中心部については、他の地域に比べ狭い範囲に多くの学校が集中しているため、6学級以下を【優先対象校】とする。 ○24学級を超える大規模校については、児童生徒数の減少を見込み、経過観察とする。 ○蓋井小学校は、通学等の負担を考慮し、【検討対象校】から除外する。																	

適正規模・適正配置基本計画（検討項目比較対照表）

2. 適正規模・適正配置の具体的な方策

	第3期 基本計画（方針案）	第2期 基本計画（現行）
② 適正規模・適正配置の手法	<p>◆学校統合◆ ○適正規模・適正配置を図っていくための手法としては、原則として、統合により適正規模化を図りつつ、必要に応じて通学区域の見直しを行う。</p> <p>◆小中一貫教育の推進◆ ○地域の状況等を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合には、円滑かつ効果的に推進</p> <p>〈考え方〉 ○学校統合については、2期基本計画に同じ。 ○小中一貫教育については、後段3. 実施に関する事項にあるとおり、小中一貫教育校の設置も踏まえ、より積極的に推進していく。</p>	<p>◆学校統合◆ ○適正規模・適正配置を確保するための手法としては、学校統合によって適正規模化を図るものとし、地域の状況によっては通学区域の見直しも検討</p> <p>◆小中一貫教育の導入◆ ○地域の状況によっては、1つの手法として、小中一貫教育を導入し、小学校と中学校の縦の連携・接続を改善</p>

適正規模・適正配置基本計画（検討項目比較対照表）

3. 適正規模・適正配置の実施に関する事項

	第3期 基本計画（方針案）	第2期 基本計画（現行）
① 学校統合の実施	<p>◆学校統合の実施手順◆</p> <p>①対象校区の保護者や地域住民との意見交換により、情報の共有化を図り、学校統合に関する理解を深める。</p> <p>②保護者や学校運営協議会の代表者等との協議により、学校統合（統合校の位置、時期など）についての確認を得たのち、統合準備に向けた具体的な内容（校名、指定用品など）を決定</p> <p>〈考え方〉</p> <p>○第2期基本計画と同じく、保護者や地域住民の理解・協力をもとに実施</p> <p>○組織づくりや形式にとらわれず、個々の状況に応じた柔軟な手順により進める。</p>	<p>◆学校統合の実施手順◆</p> <p>①学校統合に関する意見交換会（対象校区の保護者・地域住民）</p> <p>②学校統合検討協議会（対象校区の保護者・地域住民の代表者等）</p> <p>③協議結果を市長（教育委員会）へ提出</p> <p>④統合準備協議会（対象校区の保護者・地域住民の代表者等）</p> <p>〈考え方〉</p> <p>①対象校区の保護者や地域住民と、学校の現状や課題等についての情報の共有化を図り、統合の必要性について一定の理解を得る。</p> <p>②保護者や地域住民の代表の方などに参加していただき、統合校の位置や統合時期など学校統合に関する基本的事項について協議する。</p> <p>③統合に向けた協議結果を書面で提出（合意確認）</p> <p>④統合後の校名など、具体的な内容について協議する。</p> <p>○①～④の手順を原則としながら、地域の状況に応じた手順も可能とする。</p>

適正規模・適正配置基本計画（検討項目比較対照表）

3. 適正規模・適正配置の実施に関する事項

	第3期 基本計画（方針案）	第2期 基本計画（現行）
② 小中一貫教育の推進	<p>◆小中一貫教育の現状◆ ○全ての小中学校での小中連携教育に加え、「小中一貫教育推進校」を指定し、その研究の成果と課題を小中一貫教育部会で検証することで、地域の特色を活かした小中一貫教育の在り方を研究 ※(参照) 資料22、資料23</p> <p>◆小中一貫教育の方向性◆ ○これまでの研究と検証に基づき、地域の実情に応じた小中一貫教育校の設置や義務教育学校の導入に向けた研究を進める。 ○小中一貫教育における具体的な取組をもとに推進 ※(参照) 資料24</p> <p>〈考え方〉 ○小中連携教育の取組の研究・検証に基づき、小中一貫教育校の設置と義務教育学校の導入に向けた研究を進める。</p>	<p>◆小中一貫教育の現状◆ ○中学校区ごとの小中連携協議会を開催するなど、全ての小中学校で、小中連携教育を実施</p> <p>◆小中一貫教育の方向性◆ ○小中連携を深化させ、小中一貫教育校の設置に向けた研究・検討を進める。</p> <p>〈考え方〉 ○小中連携教育の取組を推進し、小中一貫教育校の設置に向けての研究・検討を進める。</p>
③ 地域性を活かした学校づくり	<p>◆小規模校への取組◆ ○小規模校において、地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図っていくことが求められる場合には、そのデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を講じることで、教育水準の維持向上を図っていくことを検討 ※(参照) 資料25</p> <p>〈考え方〉 ○適正規模・適正配置を図っていく手法としては、学校統合や小中一貫教育の推進が原則であるが、地域性や種々の状況により小規模校としての存続の必要性が求められる場合</p>	

学級編制の標準

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭和33年5月法律第116号)(抜粋)

(学級編制の標準)

第三条

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。)町村の設置する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、**都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。**

学校の種別	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	同学年の児童で編制する学級	40人(第一学年の児童で編制する学級にあつては、35人)
	二の学年の児童で編制する学級	16人(第一学年の児童を含む学級にあつては、8人)
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

○学級編制の弾力化状況

都道府県	校種	学年	概要
山口県	小学校	2～6学年	35人以下学級
	中学校	全学年	

山口県教育委員会の定める小学校の教職員配置基準(令和2年度)

学級数(在籍児童1名の特別支援学級を除く。)と同数の教員数に、次表の教員数及び在籍児童1名の特別支援学級の数を加算した数により配置する。

学級規模	加算教員数
1～3学級	1人[0人]
4～7学級	1人
8～14学級	2人
15～24学級	3人
25学級～	4人

[人]内は分校の場合
加算教員数には教頭を含む

具体的な学級数と配置教員数(教員数には教頭を含む。ただし、校長は含まれません。)

学級数	教員数
1学級	2
2学級	3
3学級	4
4学級	5
5学級	6
6学級	7
7学級	8
8学級	10
9学級	11
10学級	12
11学級	13
12学級	14
13学級	15
14学級	16

学級数	教員数
15学級	18
16学級	19
17学級	20
18学級	21
19学級	22
20学級	23
21学級	24
22学級	25
23学級	26
24学級	27
25学級以上	学級数+4人

山口県教育委員会の定める中学校の教職員配置基準（令和２年度）

学級数	教員数	標準的な教科担任別教員配置例(※1)										
		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技術	家庭	計
3学級	7	1	1	1	1	1	1		1			7
4学級	8	1	1	1	1	1	1	1	1			8
5学級	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9
6学級	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1		10
7学級	12	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12
8学級	13	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	13
9学級	15	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	15
10学級	16	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	16
11学級	18	3	2	3	2	2	1	1	2	1	1	18
12学級	19	3	2	3	2	3	1	1	2	1	1	19
13学級	20	3	3	3	2	3	1	1	2	1	1	20
14学級	22	3	3	3	3	3	1	1	3	1	1	22
15学級	23	4	3	3	3	3	1	1	3	1	1	23
16学級	25	4	3	4	3	4	1	1	3	1	1	25
17学級	27	4	4	4	4	4	1	1	3	1	1	27
18学級	28	4	4	4	4	4	1	1	4	1	1	28
19学級	30	5	4	4	4	4	2	1	4	1	1	30
20学級	31	5	4	4	4	4	2	2	4	1	1	31
21学級	33	5	4	5	4	5	2	2	4	1	1	33
22学級	34	5	4	5	5	5	2	2	4	1	1	34
23学級	36	6	5	5	5	5	2	2	4	1	1	36
24学級	37	6	5	5	5	5	2	2	5	1	1	37

※教員数は、教頭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く)の人数であり、校長は含まれません。

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が加配されることがあります。

例) 大規模校への加配、少人数指導等を行う学校への加配、学習指導等において特別の指導を行う学校への加配など

※(※1)は、標準的な教科担任別教員配置人数を例示的に示したものであり、各学校の実情に応じて異なることがあります。

学校規模についての法令上の定義

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四十一条 **小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあってはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

スクールバス状況一覧表
(令和2年度)

		豊田教育支所			豊浦教育支所				
学校名		西市小 豊田中	西市小・豊田中小 豊田中	西市小 豊田中	川棚小	夢が丘中			
開始経緯		H24豊田西・東 統合	S33維新小・S45一俣小	H22三豊休校 H24 豊田西・東統合	川棚小と小野小統合	宇賀中と豊浦中統合			
運行開始年度(日)【路線】		H24	S33	豊田中小の児童 の帰りのみ	H22	H13.4.1			
車両内容	車番	下関200さ137	下関200さ202	タクシー	下関200さ71	下関200さ198	下関200さ231		
	車種等	日野29人乗	日野29人乗	5人乗	日野29人乗	トヨタ 29人乗	トヨタ 29人乗		
		マイクロ	マイクロ		マイクロ	マイクロ	マイクロ		
	所有形態	所有	所有	借上	所有	リース	リース		
	登録年月日	H24.3.23	H28.3.28	令和2年度予算額 借上料:762,480円	H20.9.25	H28.2.23	H30.9.13		
	購入金額	7,171千円	7290千円		8,820千円	平成28年3月 ～平成33年2月 リース・長期継続契約	平成30年9月 ～平成35年8月 リース・長期継続契約		
	補助金名称				へき地補助金			契約金額3,078,000円(税込)	契約金額円4,860,000円(税込)
	補助金額					令和2年度予算額 613,800円(税込)	令和2年度予算額 972,000円(税込)		
	充当起債	過疎債	過疎債		辺地債				
	起債額	7,000千円	7,000千円		8,600千円				
	令和2年度 の利用者 数	小	9	9	(帰りのみ 3人)	2	4		
		中	10	6		1		18	
		計	19	15	(帰りのみ 3人)	3	4	18	
昨年度の年間走行距離 【路線】	18,957km	16,055km	-	15,011km	31km(2便)、49km(3便) ※半々	84km(4便)、47km(2便) ※4便が多い。			
令和2.3月末での総走行 距離	179,650km	61,165km		270,758km	34,630km	27,997km			
路線名(通称)	南ルート	北ルート		三豊ルート	小学校	中学校			

スクールバス状況一覧表
(令和2年度)

		豊北教育支所						
学校名		豊北小						
開始経緯		田耕小と八城小統合 滝部小と田耕小統合	滝部小と神玉小統合	滝部小と神田小統合	豊北小と角島小統合	豊北小と阿川小統合	豊北小と 阿川・栗野小統合	
運行開始年度(日)【路線】		S44 H27.4.1	H31.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	
車両内容	車番	下関230さ346	下関200さ246	下関200さ245	下関230さ347	下関230さ348	下関230さ349	
	車種等	日野 29人乗	日野 29人乗	日野 29人乗	日野29人乗	日野29人乗	日野29人乗	
		マイクロ	マイクロ	マイクロ	マイクロ	マイクロ	マイクロ	
	所有形態	所有	所有	所有	所有	所有	所有	
	登録年月日	R2.3.23	H31.3.26	H31.3.26	R2.3.23	R2.3.23	R2.3.23	
	購入金額	6,666千円	7,095,600円	7,095,600円	6,666千円	6,666千円	6,666千円	
	補助金名称	へき地補助金	へき地補助金	へき地補助金	へき地補助金	へき地補助金	へき地補助金	
	補助金額	2,990千円	3,200,000円	3,200,000円	2,990千円	2,990千円	2,990千円	
	充当起債	過疎債	過疎債	過疎債	過疎債	過疎債	過疎債	
	起債額	3,660千円			3,660千円	3,660千円	3,660千円	
	令和2年度の 利用者 数	小	24	21	11	24	21	28
		中						
		計	24			24	21	28
	昨年度の年間走行距離 【路線】	年間12,865km 日・月で異なる	予定走行距離9,721km	予定走行距離 12,933km				
令和2.3月末での総走行 距離	242km	0Km	0Km	182km	182km	180km		
路線名(通称)	田耕線	神玉線	神田線	角島線	阿川線	阿川栗野線		

スクールバス状況一覧表
(令和2年度)

		豊北教育支所					
学校名		神玉・滝部小 豊北中	豊北中				
開始経緯		二見小廃校	豊北第1.2.3中と角島中統合				
運行開始年度(日)【路線】		H23.4.1H27.4.1	H18.4.1				
車両内容	車番	下関200さ93	下関200さ134	下関200さ235	下関200さ236	下関230さ345	
	車種等	日野 29人乗 マイクロ	トヨタハイエース15人乗	日産 29人乗 マイクロ	日産 29人乗 マイクロ	日野 29人乗 マイクロ	
	所有形態	所有	リース	所有	所有	所有	
	登録年月日	H21.9.15	平成29年3月から、 5年間長期継続契約 平成29年度 使用料 500,256円(税込) 契約金額2,501,280円(税 込)	H31.1.22	H31.1.22	R2.3.23	
	購入金額	5,114千円		7,149,600円	7,149,600円	6,666千円	
	補助金名称			へき地補助金	へき地補助金	へき地補助金	
	補助金額			3,230,000円	3,230,000円	2,990千円	
	充当起債	辺地債		過疎債	過疎債	過疎債	
	起債額	5,000千円				3,660千円	
	令和2年度 の利用者 数	小		15			
		中		5	4	16	17
		計	20	4	16	17	19
	昨年度の年間走行距離 【路線】	年間14,622m 日・月で異なる	年間11,834km 日・月で異なる	年間19,622km 日・月で異なる	年間18,057km 日・月で異なる	年間18,209km 日・月で異なる	
令和2.3月末での総走行 距離	100,978km	86,139km	3,894km	3,463km	267,800km		
路線名(通称)		矢玉二見線	田耕線	神玉北線	神玉南線	粟野線	

○複式学級の基準

児童生徒数が少ない場合、2つの学年の児童生徒で1つの学級(複式学級)を編制する場合があります、複式学級の編制基準は、原則として次のとおり(山口県の基準)

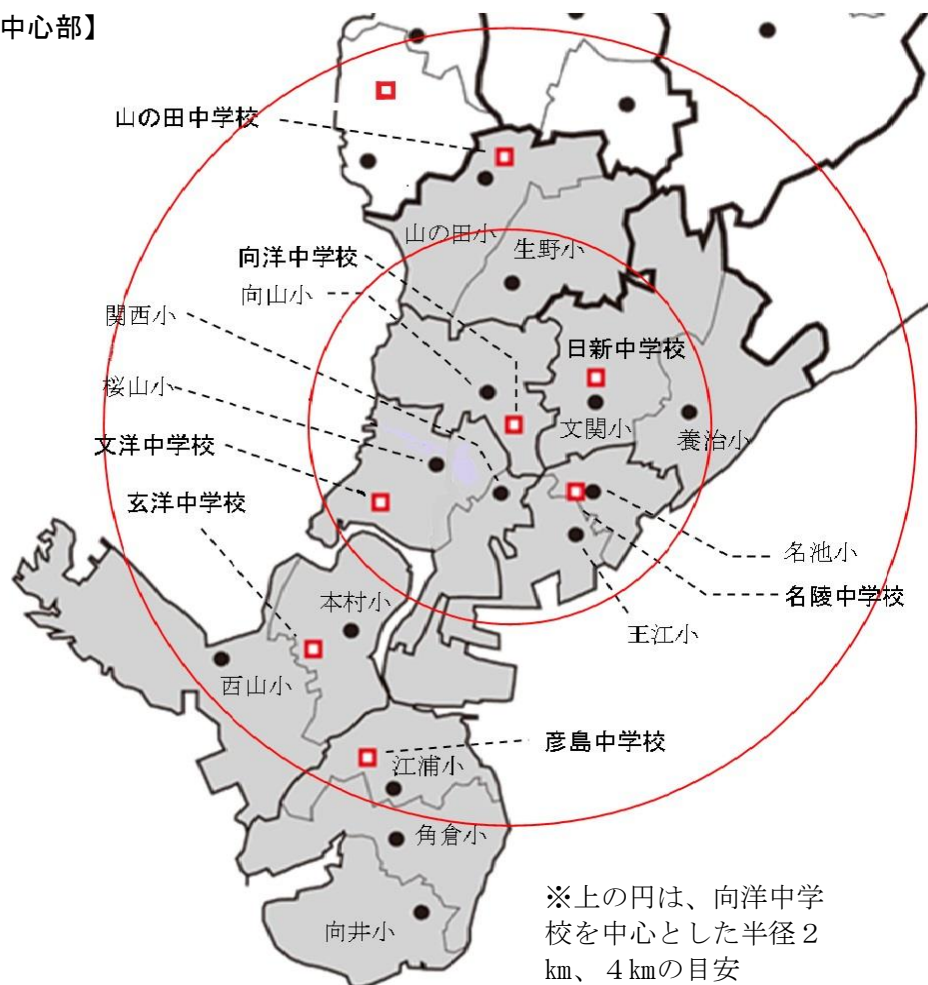
	小学校		中学校
	第1学年の児童を含む	第1学年の児童を含まない	
1学級の児童生徒数	8人以下	16人以下	8人以下

○地域区分

本市は、約716km²と広大な面積を有しており、全ての地域を同一の基準で考えることが適切でない場合があるため、次の3つの地域に分けて、学校規模や配置の適正化について検討を進めています。

区分	範囲(中学校区)
旧下関市中心部	日新中・向洋中・山の田中・文洋中・名陵中・彦島中・玄洋中の校区
旧下関市周辺部	東部中・長府中・長成中・勝山中・川中中・垢田中・安岡中・吉見中・木屋川中・内日中の校区
総合支所管内	菊川中・豊田中・豊洋中・夢が丘中・豊北中の校区

【旧下関市中心部】



※旧下関市中心部については、旧下関市周辺部や総合支所管内に比べ、狭い範囲に多くの学校が集中しているという地域の状況を踏まえ、6学級以下の学校を優先対象校とする。

小中連携（校種間連携）の現状

1 下関市教育委員会の主な取組

(1) 特色のある共通取組事項の設定

生徒指導上の課題解決を図るため、平成 22 年度から市内すべての学校における共通の取組事項を決めている。平成 30 年度以降は「時間厳守」「きく態度」「学校環境美化」「あいさつ」の中から、小中の共通課題に応じた共通取組事項を設定するよう求め、小中で連携した一貫性のある指導を進めることとしている。

(2) 2019年度中核市研修の実施「小中連携教育研修会」11月12日

- ・コミュニティ・スクールを基盤とした小中連携の推進に向けた理論と実践の研修

- ・講師 京都産業大学 教授 西川信廣

- ・演題 「コミュニティ・スクールの仕組みを生かした小中連携（一貫）教育」

小中一貫した教育を行うことは、子供のよりよい学びにつながるとともに、教職員の資質向上に大きな効果があることを教えていただいた。

(3) 学力向上連絡協議会の開催の呼びかけ

2 (1) に詳細の説明あり

2 各学校の主な取組

(1) 下関市学力向上連絡協議会の開催、学力向上に向けた取組

同一中学校区にある小中学校のできるだけ多くの教職員が参加するように働きかけた。部会別に分かれるなど協議のグループ構成を工夫する校区も多く、各学校の学力調査の結果分析や学力向上に向けた取組について情報共有し、中学校区で必要な共同実践について協議した。市教委から各校区に実施を依頼しているのは、年間1回だが、各中学校区の必要に応じ、随時開催している校区もある。

※4月確認問題の中止、夏季休業の短縮に伴う研修の精選の視点から今年度中止

(2) 生徒指導等の充実に向けた取組

生徒指導上の情報共有、共通実践のテーマ設定や共通する生活のきまりづくり等を行っている。

(3) 少人数指導教員による相互乗り入れ及び「出前授業」の実施

相互乗り入れによる授業や出前授業の実施は、児童の中学校の授業に対する不安感を取り除いたり、中学校教員の生徒指導における児童理解に一定の効果があると考えている。

職業講話の講師として、小学校の教員が中学校へ出向いた例もある。また、中学校の英語科の教員が小学校へ出向いて授業をしている校区もある。

少人数加配配置校においては、計画的な乗り入れ授業を行う学校が増えてきている。

(4) 児童生徒の交流・連携

合同での補充学習会を開催し、中学生が小学生に教える場づくり、中学校の立志式を小学生が見学するという取組なども行われている。

(5) 教員の交流・連携

合同で校内研修やお互いの校内研修に参加したり、小学校の研修の講師を中学校区の教員が行ったりするなどの、教職員の交流が進んでいる校区もある。

3 成果と課題

○コミュニティ・スクールを基盤とした小・中連携が進み、合同での研修会や熟議、互見授業が盛んに行われるようになった。

▲中学校区により、取組に差がある（乗り入れ授業については、距離的問題、加配措置等の課題あり。先進学校の体制の紹介等が必要。）

小中一貫教育の現状

1 新しい学校づくり推進委員会 小中一貫教育部会について（H27～）

（1）目的

教育理念に示す児童生徒の育成をめざし、下関市の現状を踏まえた小中一貫教育を実施するための研究（実態の把握、下関市の小中一貫教育の形、カリキュラム等）。

（2）委員

学識経験者（兵庫教育大学 安藤准教授）、市内小中学校教職員、市教委事務局

（3）2019年度の取組

第1回 8/5 講義「1小1中における効果的な小中一貫教育の取組と評価」

第2回 10/10 名陵中学校区3校合同授業研究会への参加

先進地視察（広島県呉市・福岡県宗像町・堺市・岩国市・山陽小野田市）

第3回 2/17 視察報告 実践報告（長成中学校区）

講義「小中一貫教育の現状と課題 ～CS及びキャリア教育の視点から～」

講師 安藤准教授

（4）令和2年度の取組

第1回（時期未定）協議「全国及び山口県における小中一貫教育の取組と
下関市がめざす小中一貫教育について」

第2回 先進地視察 県外（呉市・宗像市・飯塚市）県内（岩国市・萩市等）

第3回（時期未定）中間報告「豊北小学校、豊北中学校の小中一貫教育の取組」

2 小中一貫教育研究推進校について

（1）目的 小中一貫教育を推進していくことを通して、下関市教育理念に示している「生き抜く力」の育成を図る。（CSを活用した「地域とともにある学校」づくりが前提）

（2）研究内容 地域の特色を生かした中学校区にふさわしい小中一貫教育の姿を研究し、児童生徒の9年間を見通した「学び」と「育ち」を支え、めざす子ども像の実現を図る。

（3）豊北中学校区（豊北中学校・豊北小学校）R2～R3指定

①豊北地区めざす子ども像「笑顔と学び 未来を語る豊北の子」

②共通学校教育目標 じりつ（自立・自律）・きょうせい（共生・共成）

③幼保こ→小→中→高までを地域・保護者と連携してつないでいく。

3 小中一貫教育推進校について

【H28～H29 指定】名陵中・王江小・名池小

○定期的な乗り入れ授業の継続実施

○小学生が中学校で授業を受ける日の設定

○小中一貫した道徳科・英語の授業研究（大学教員を講師に迎えての合同研修会も実施）

【H30～H31 指定】長成中・長府小

○「人を大切にする人に」という共通意識で

○「読書 挨拶 掃除」を重点とした共通の取組

○まちづくり協議会とも連携した地域連携

4 成果と課題

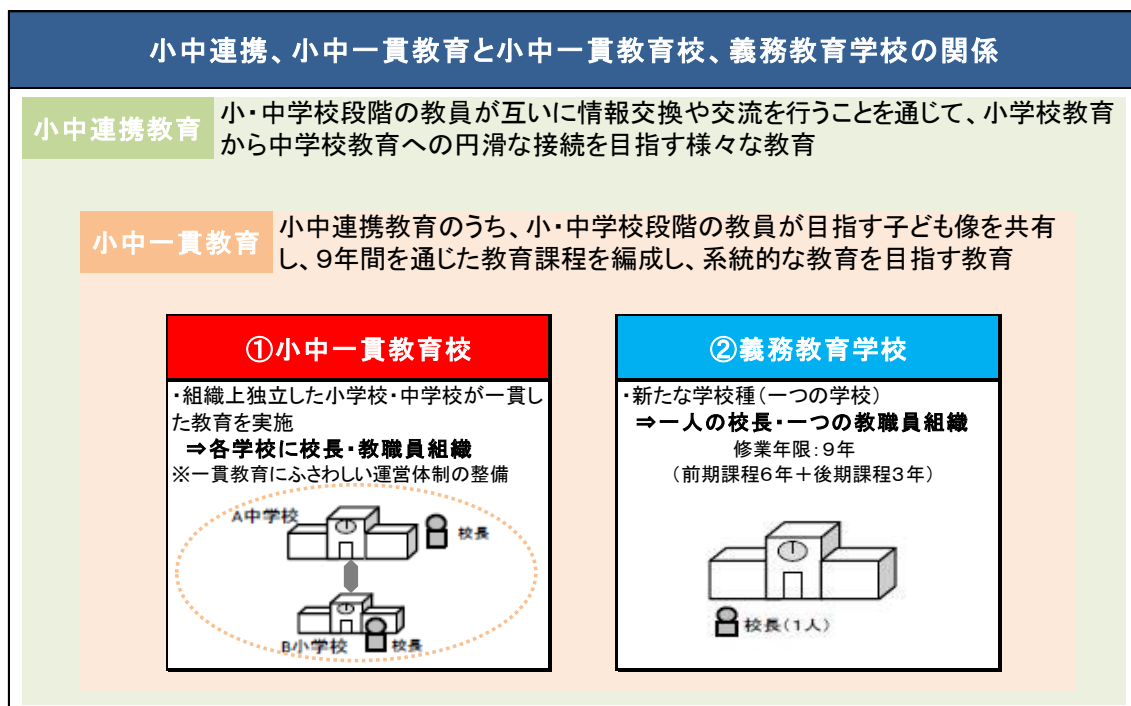
○推進委員会では、継続的に講義や協議を重ね、委員の小中一貫教育に関する意識の高まりや各校での実践につながってきた。

○名陵中学校区・長成中学校区ともに小中一貫教育の取組が進められており、9年間かけて子どもたちのよりよい成長を支えるという雰囲気が醸成されている。

○下関市としては、小中一貫教育の全市への導入は未定であるが、長成中学校区及び名陵中学校区の成果と課題を明確にし、今後も方向性を探っていく。

▲小中一貫教育を推進していくための会議時間の確保や、人的なサポートが必要（特に中から小への乗り入れ授業には、その教科の有免許者に余裕がないと難しい）

○小中連携・一貫教育体系図



○小中一貫教育の具体的な取組

1. 指導の一貫性の確保
 - 義務教育の9年間を見据えた教育課程の編成・実施
 - ・教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導
 - ・教育課程の特例の活用(小中一貫教科等の設定)
 - ・教科等を横断した学習指導(ICTの活用)
2. 学年段階の区切りの柔軟な設定、取組
 - 各学校の状況や目的に応じた、区切りの柔軟な設定
 - ・評価や評定方法の円滑な移行(小学校高学年からの定期試験導入)
 - ・部活動への参加(小学校高学年)
 - ・区切りの節目を活用した取組(1/2成人式、立志式)
3. 教科担任制、乗り入れ指導
 - ・小学校高学年における教科担任制
 - ・中学校への乗り入れ指導
4. 異学年交流
 - ・教科における共同学習
 - ・特別活動における交流活動(地域清掃、運動会、文化祭、部活動)
5. 特別支援教育の充実への取組
 - ・学習環境への継続的な配慮
 - ・教員の専門性の向上、連携強化
6. 体制整備
 - ・教職員の兼務発令、事務分掌の共通化
 - ・コーディネーターの加配措置
 - ・指導主事等の助言・指導、研修体制の強化

小規模校メリット・デメリットと方策

小規模校のメリット

【児童生徒の学習・生活面】

- 一人ひとりの学習状況等などの把握がしやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。
- 学習や様々な活動において、意見や感想を公表できる機会やリーダーを務める機会が多く、責任感ややりがいの醸成につながる。
- 児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- 異なる学年の学習活動を機動的に行うことができる。
- 児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- 異なる学年の学習活動を機動的に行うことができる。

【学校運営面】

- 運動場、体育館、特別教室などに比較的余裕があり、活用しやすい。
- 教材、教具などを一人ひとりに行き渡らせやすい。

【その他】

- 保護者や地域と連携した教育活動が展開しやすい。



メリットを活かす方策

【教育過程特例校制度の活用】

学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度

(例) 校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成

【その他具体例】

- 少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- 個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- 総合的な学習の時間における個に応じた学習課題の設定、複数年にわたる追究
- 地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実

小規模校のデメリット

【児童生徒の学習・生活面】

- 集団生活の中での多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少なく、切磋琢磨することでの意欲や成長が引き出されにくい。
- クラス替えができず、新たな人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- 運動会や音楽活動など、集団活動の実施に制約が生じやすい。
- クラブ活動や児童会の委員会などの設置が限定され、選択の幅が狭まる。

【学校運営面】

- 教職員数が少ないため、バランスの取れた配置を行いにくく、教職員同士が切磋琢磨する環境も作りにくい。

【その他】

- 学校活動等における保護者1人あたりの負担が大きくなりやすい。



デメリットを緩和する方策

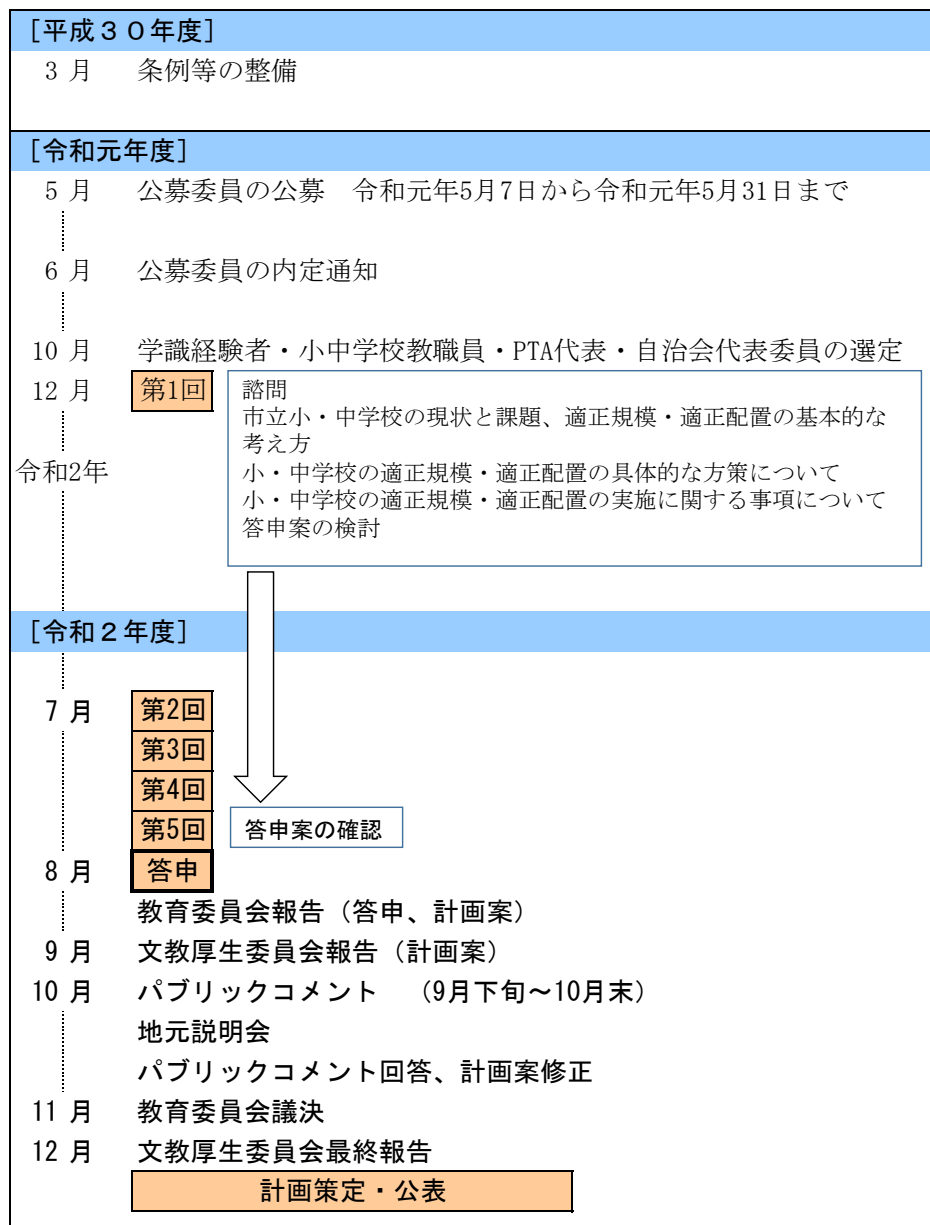
【小規模特認校制度の活用】

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度

【その他具体例】

- 小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- 異なる学年集団での協働学習、体験学習
- 複数学校とのネットワーク構築による合同行事
- ICTの活用による他校との合同授業
- 他の自治体の学校との「姉妹校」指定による交流
- 複数学校間での兼務発令による教科免許保有者による指導の確保
- 学校教育活動への地域人材の参画
- 社会教育施設等との複合化による教育活動の充実

【変更後】
第3期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画策定スケジュール



（変更前）第3期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画策定スケジュール

